

※登録番号

一般-000117号(令和3年2月19日)

1. 投資顧問業の種類

一般不動産投資顧問業

2. 法人・個人の別

個人

3. 商号又は名称

まるなかふどうさん

丸中不動産

4. 氏名

なかもりすすむ

中森進

5. 資本金額

0円

6. 役員

(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
--------------	-----	----------

7. 第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

(ふりがな) 氏名 (使用人の種類)	役職名	統括する業務の別
--------------------------	-----	----------

8. 不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名称	設置年月日	所在地
丸中不動産	平成12年12月8日	大阪府東大阪市足代南1丁目16番10号 06-6726-0808

9. 業務の方法

1. 投資助言業務は、次の不動産を対象として行う。

①不動産の種類は：主に業務用倉庫、工場、土地、商業施設、居住用マンション、住宅

②規模面積は：主に延床面積 100 ㎡以上である。

土地における面積は約 300 ㎡以上である。

③所在する地域は：主に大阪府内、主に大阪東部方面、東大阪西部方面である。

2. 助言の方法として、単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等になる。

3. 報酬体系は継続的な資産運用に係る助言等の報酬は個人顧客は月額 2 万円、法人顧客は 3 万円とする。

単発的な取引に係る助言等の場合における単に助言等の報酬は 1 万円から 5 万円
で実費精算するものとする。レポート作成等提出場合は調査及びレポート作成に関
わる日数により直接的な人件費、経費技術料、特別経費、消費税等の合計額とする。

一定期間継続的な資産運用の場合の報酬額等は資産運用により生ずる額の 5%相
当額を報酬額として、毎月一定日を報酬の支払時期とする。

成功報酬体系による報酬の算出方法は投資総額の 2%~3%とする。

但し、詳細について契約締結時に協議決定するものとする。

4. 報酬の受領時期は、業務完了時とする。

10. 既に有している免許、許可、認可又は登録

業の種類	免許等の番号	免許等の年月日
(1)金融商品取引法第29条の登録		
(2)宅地建物取引業法第3条第1項の免許	大阪府知事(11)第20162号	平成28年6月30日
(3)不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

11. 不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

不動産売買・賃貸・仲介・管理業及び建築設計

12. 主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 氏名	保有する株式の数 又は出資の金額	割合	住所
--------------	---------------------	----	----

13. 役員の兼職の状況

(ふりがな) 氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
--------------	---